令和元年度第1回二宮町子ども・子育て会議 次第

日時 : 令和元年10月4日(金)

10 時 00 分より

場所 : 二宮町町民センター3Bクラブ室

- 1. 開 会
- 2. あいさつ
- 3. 自己紹介
- 4. 会長・副会長の選出
- 5. 議 題
- (1)子ども・子育て会議の運営及びスケジュールについて 資料1 資料2
- (2) 二宮町子ども・子育てに関するアンケート調査結果について 冊 子
- (3)量の見込みと確保方策について 資料3
- (4) 第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画について 資料4
- (5) その他
- 6. 閉 会

【配布資料等】

二宮町子ども・子育て会議委員名簿

資料 1 二宮町子ども・子育て会議条例

資料2 二宮町子ども・子育て会議(支援事業計画策定)スケジュール

資料3
幼児期の教育・保育の需要計画及び放課後健全育成事業の需給計画について

資料4 第2期二宮町子ども・子育て支援計画について

冊 子 二宮町子ども・子育てに関する調査報告書

二宮町子ども・子育て会議委員名簿

令和元年10月4日

	氏	名	選出区分	所属等	条例第3条
1	お野	智美	公募		子どもの保護者
2	石井	真依	公募		子どもの保護者
3	th K	ウカ ュり	公募		子どもの保護者
4	eta 里見	拓	二宮町PTA連絡協議会	二宮西中学校PTA 会長	子どもの保護者
5	加藤	医宏	学童保育運営者	社会福祉法人 寿考会	教育・保育等の関係者
6	^{みずしま} 水島	いっきょう	二宮町私立幼稚園協会	梅の木幼稚園 園長	教育・保育等の関係者
7	そうま 相馬	^{まさ あき} 正覚	二宮町保育会	二宮保育園 園長	教育・保育等の関係者
8	かにし	き 美保	小学校	一色小学校 教頭	教育・保育等の関係者
9	こぐち 小口	が子	二宮町地区長連絡協議会	百合が丘3丁目地区長	地域活動の関係者
10	やまなか 山中美	əppə 美由紀	二宮町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	地域活動の関係者
11	飯塚	səə 富美	児童養護施設	心泉学園 理事長	その他町長が必要と認める者

二宮町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77 条第1項の規定に基づき、二宮町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設 置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。 (組織)

- 第3条 会議は、委員15人以内で組織する。
- 2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
- (1) 子どもの保護者
- (2) 教育、保育等の関係者
- (3) 地域活動の関係者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員 の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 会議に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときの会議の招集は、町長が行う。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところ による。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉部子育て・健康課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議 に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
 - (特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正)
- 2 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例(昭和 31 年二宮町条例第 60 号) の一部を次のように改正する。

別表第1町民活動推進委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員 日額 6,200円

子ども・子育て支援法(抜粋)

(市町村等における合議制の機関)

- 第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、 審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
 - (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を 処理すること。
 - 市町村長は、設置者の申請により教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。
 - (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を 処理すること。
 - 「市町村長は、事業者の申請により地域型保育事業所(事業所内保育、小規模保育等)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
 - □ 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ第77条第1項の審議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならない。
 - (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な 事項は、市町村の条例で定める。

(第4項及び第5項省略)

子ども・子育て支援新制度作業スケジュール

		子ども・子育て会議		子ども	•子	 育て支援事業計画	その他
	4月						
	5月						
	6月						
	7月						
	8月		_ 骨 子				
	9月		子案の作成				量の見込、確保方策中間報告
令	10月	第1回			各	課へ1期計画進捗状況調査	幼児教育・保育の無償化スタート
令和元年度	11月	第2回	素案の作成				幼稚園、保育園R2入所申込み開始
	12月	第3回	最				量の見込、確保方策最終報告 -
	1月		最終案の修正	概		パブリックコメント	
	2月	第4回	決定	一 要版の修正		県との法定協議	
	3月			決定			計画書・概要版完成

●会議内容(予定)

第1回:調査報告書、量の見込み、確保方策、骨子案の提示 第2回:素案(たたき台のようなもの)提示

第3回:素案最終案の提示・承認 第4回:最終案の提示・承認

幼児期の教育・保育の需給計画【総括表】

(市町村内全域) 【単位:人】

(113	(中町村内全域) 【単位: 人】 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における計画値									
		令和2年度 4月1日	令和3年度 4月1日	令和4年度 4月1日	令和5年度 4月1日	令和6年度 4月1日				
① 就	0歳	148	143	139	135	131				
① 就 学 前	1•2歳	324	317	308	299	291				
児童	3~5歳	490	491	504	478	466				
里数	合計	962	951	951	912	888				
	0歳(3号)	16	16	15	15	15				
	1•2歳(3号)	118	116	113	109	106				
② 量	3~5歳(2号)	229	230	236	224	218				
の 見	幼児期の学校教育の 利用希望が強い	58	59	60	57	56				
込み	上記以外	171	171	176	167	162				
	3~5歳(1号)	235	236	242	229	224				
	合計	599	598	606	577	563				
	0歳(3号)	34	34	34	34	34				
3確	1•2歳(3号)	121	121	121	121	121				
保の	3~5歳(2号)	255	255	255	255	255				
内容	3~5歳(1号)	910	910	910	910	910				
	合計	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320				
④ 需	0歳(3号)	18	18	19	19	19				
給差	1・2歳(3号)	3	5	8	12	15				
(3)	3~5歳(2号)	26	25	19	31	37				
	3~5歳(1号)	675	674	668	681	686				
2	合計	721	722	714	743	757				

【「量の見込み(計画値)」の算定方法】

「算出のための手引き」によらない場合は、算定式の記入をお願いします。

※必要に応じて、行を追加して記入願います。

※その他、計画値の時点(4月1日)が異なる等、別紙の記載内容と異なる場合は、備考欄に記載願います。

		氏はつけ、別似の心戦に合く共はつ物口は、胴行側に心戦線であり。
【記載例】	算定式	就学前児童数 × 推計支給認定率
1•2歳(3号)	算定式で 用いた数値 の算出方法	○推計就学前児童数 過去●か年の就学前児童数の平均増減率をもとに算出 (2020年度児童数=2019年度児童数×平均増減率)
		○推計支給認定率過去●か年の平均支給認定率を使用、平均女性就業率の上昇の影響を加味
	算定式	就学前児童数 × 入所希望実績の平均値をもとに算出
0歳(3号) 1·2歳(3号)	算定式で 用いた数値 の算出方法	○入所希望実績 5年間の入所希望実績の平均値を算出し、就学前児童数にかける (2020年度の量の見込み=2019年度児童数×入所希望率(5年間平 均))
備考欄	推計人口が1/	月1日時点になります。

幼児期の教育・保育の 需給計画 【確保の内容の内訳表】

(単位:人)

1							(単位:人)				
			令和2年	F度計画値(4	1月1日)			令和3 ⁴	F度計画値(4	月1日)	
		1号	2号		号	合計	1号	2号		号	合計
	1			O歳	1~2歳				O歳	1~2歳	
	認定こども園 (幼保連携型)					0					0
1	認定こども園 (幼稚園型)					0					0
特定教	認定こども園 (保育所型)					0					0
育・	認定こども園 (地方裁量型)					0					0
保育施	認可保育所		255	34	121	410		255	34	121	410
設	施設型給付対象幼稚園 ※⑤を除く	90				90	90				90
	小計	90	255	34	121	500	90	255	34	121	500
②確 ※5	認を受けない幼稚園 を除く	820				820	820				820
	小規模保育事業 (A型) ※					0					0
	小規模保育事業 (B型)※					0					0
3	小規模保育事業 (C型)※					0					0
)特定地	家庭的保育事業					0					0
域 型	居宅訪問型保育事業					0					0
保育事	事業所内保育事業 (定員20人以上)					0					0
業	事業所内保育事業 (小規模A型基準)					0					0
	事業所内保育事業 (小規模B型基準)					0					0
	小計		0	0	0	0		0	0	0	0
4認	可外保育施設					0					0
⑤幼 [‡] (長時	推園及び預かり保育 *間・通年)					0					0
	業主導型保育施設 域枠)					0					0
⑥幼科	推園接続保育					0					0
	合計	910	255	34	121	1,320	910	255	34	121	1,320

※ 小規模保育事業は、国家 戦略特区小規模保育事業の 場合のみ2号にも入力可能

幼児期の教育・保育の 需給計画 【確保の内容の内訳表】

(単位・人)

							(単位:人)				
			令和4年	F度計画値(4	月1日)			令和5年	F度計画値(4	4月1日)	
		1号	2号	3	号	合計	1号	2号	3	号	合計
		1.15	2.7	O歳	1~2歳		, .,		O歳	1~2歳	Д П
	認定こども園 (幼保連携型)					0					0
1	認定こども園 (幼稚園型)					0					0
特定教育・	認定こども園 (保育所型)					0					0
	認定こども園 (地方裁量型)					0					0
保育施	認可保育所		255	34	121	410		255	34	121	410
設	施設型給付対象幼稚園 ※⑤を除く	265				265	265				265
	小計	265	255	34	121	675	265	255	34	121	675
2確i ※5を	忍を受けない幼稚園 を除く	645				645	645				645
	小規模保育事業 (A型) ※					0					0
	小規模保育事業 (B型) ※					0					0
3	小規模保育事業 (C型) ※					0					0
特定地	家庭的保育事業					0					0
地域型保育	居宅訪問型保育事業					0					0
事	事業所内保育事業 (定員20人以上)					0					0
業	事業所内保育事業 (小規模A型基準)					0					0
	事業所内保育事業 (小規模B型基準)					0					0
	小計		0	0	0	0		0	0	0	0
4認7	可外保育施設					0					0
⑤幼和 (長時	推園及び預かり保育 間・通年)					0					0
⑥企 (地	業主導型保育施設 域枠)					0					0
6幼科	推園接続保育					0					0
	合計	910	255	34	121	1,320	910	255	34	121	1,320

※ 小規模保育事業は、国家 戦略特区小規模保育事業の 場合のみ2号にも入力可能

幼児期の教育・保育の 需給計画 【確保の内容の内訳表】

(単位:人)

						(単位:人)
			令和6年	F度計画値(4	月1日)	
		1号	2号	3	号	合計
		-	_	O歳	1~2歳	
	認定こども園 (幼保連携型)					0
1	認定こども園 (幼稚園型)					0
特定教育・	認定こども園 (保育所型)					0
	認定こども園 (地方裁量型)					0
保育施	認可保育所		255	34	121	410
設	施設型給付対象幼稚園 ※⑤を除く	265				265
	小計	265	255	34	121	675
②確i ※5を	認を受けない幼稚園 を除く	645				645
	小規模保育事業 (A型)※					0
	小規模保育事業 (B型) ※					0
3	小規模保育事業 (C型) ※					0
り特定地	家庭的保育事業					0
域 型	居宅訪問型保育事業					0
保育事	事業所内保育事業 (定員20人以上)					0
業	事業所内保育事業 (小規模A型基準)					0
	事業所内保育事業 (小規模B型基準)					0
	小計		0	0	0	0
4認7	可外保育施設					0
	推園及び預かり保育 間・通年)					0
	業主導型保育施設 域枠)					0
⑥幼和	推園接続保育					0
	合計	910	255	34	121	1,320

[※] 小規模保育事業は、国家 戦略特区小規模保育事業の 場合のみ2号にも入力可能

<様式2> 放課後児童健全育成事業の需給計画

(市町村内全域) 【単位:人、箇所数】

È	第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における計画値										
		令和2年度 4月1日	令和3年度 4月1日	令和4年度 4月1日	令和5年度 4月1日	令和6年度 4月1日					
	1年生	189	166	152	187	168					
	2年生	181	187	164	150	185					
1	3年生	180	179	185	162	148					
児童数	4年生	196	183	182	188	165					
数	5年生	223	198	185	184	190					
	6年生	186	224	199	186	185					
	合計	1,155	1,137	1,067	1,057	1,041					
	1年生	61	53	49	60	54					
	2年生	58	60	53	48	60					
② 量	3年生	58	58	60	52	48					
の見込	4年生	56	52	52	53	47					
込み	5年生	63	56	53	52	54					
	6年生	53	64	57	53	53					
	合計	349	343	324	318	316					
③ イ (人	崔保の内容 数)	383	383	383	383	383					
	催保の内容 所数)	4	4	4	4	4					
	うち、一体型 (箇所数)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)					
	宗給差 -②)	34	40	59	65	67					

第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画について

第1章 計画策定にあたって

近年の急速な少子化の進行や核家族化・高齢化の進行など、家族や地域、就労・雇用など子どもや子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、平成24年に「子ども・子育て支援関連3法」が制定されました。さらに、平成27年には、「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本町では、「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「子ども・子育て支援行動計画」と子育て支援施策を総合的に推進するための「二宮町次世代育成行動支援行動計画」を包含した、「二宮町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第1期計画」という。)を平成27年度から平成31年度(令和元年度)までの5年間を計画期間とし、策定しました。

平成 27 年度からの5年間に、新設の保育所を開設し、待機児童解消に取り組みました。また、病後児保育事業が開始しました。

この「第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画」は、第1期計画の期間終了に伴い、また、 保護者の皆様が生き生きと子育てできるよう、第1期計画を引き継ぎ、子ども・子育て支援の環 境を整備し、より効果的な施策を展開するための施策を体系的にとりまとめ策定するものです。

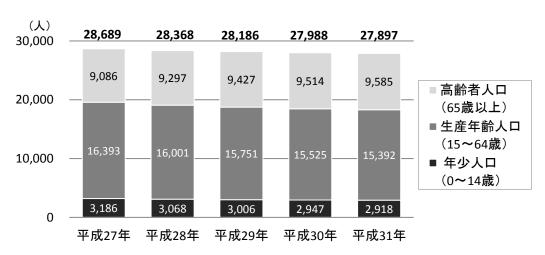
また、「第2期二宮町子ども・子育て支援事業計画」には、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正する法律」が成立し、子どもの貧困対策にかかる計画を策定することについて努力義務とされたことに伴い、関連する経済的支援などの町施策を継続的に実施し、子どもを取り巻く環境の変化や社会の変化を注視しながら、子どもの貧困対策を包含した計画としてまいります。

第2章 二宮町の現状

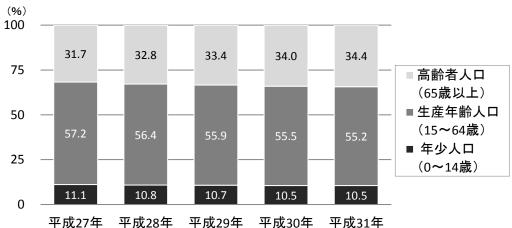
(1)総人口と年齢3区分別人口の推移

総人口は、平成27年以降、年々減少しています。年少人口および生産年齢人口も同様に減少が続き、平成27年以降の生産年齢人口は60%を下回っており、平成31年には、55.2%となっています。

一方、高齢者人口は増加しており、平成31年には34.4%となっています。



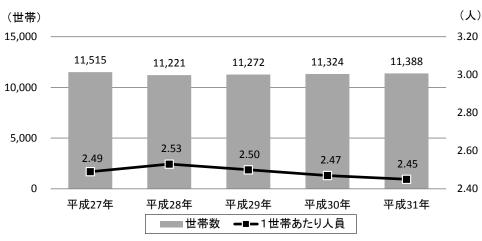
図表 総人口と年齢3区分別人口の推移



資料:神奈川県人口統計調査(各年1月1日現在)

(2)世帯数および1世帯あたり人員の推移

世帯数は平成 27 年から平成 28 年にかけては減少していますが、平成 28 年以降は増加傾向にあり、平成 31 年には 11,388 世帯となっています。一方、1 世帯あたり人員は平成 28 年以降減少傾向が続いており、平成 31 年には 2.45 人となっています。

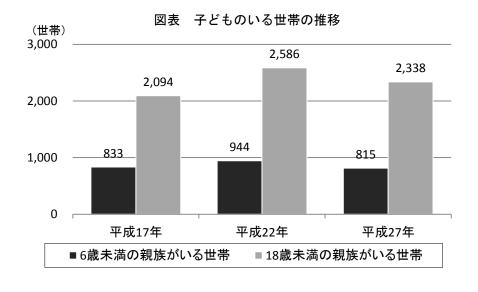


図表 世帯数および1世帯あたり人員の推移

資料:神奈川県人口統計調査(各年1月1日現在)

(3) 子どものいる世帯の推移

6歳未満の親族のいる世帯・18歳未満の親族がいる世帯ともに、平成22年に増加したものの、平成27年には減少に転じています。

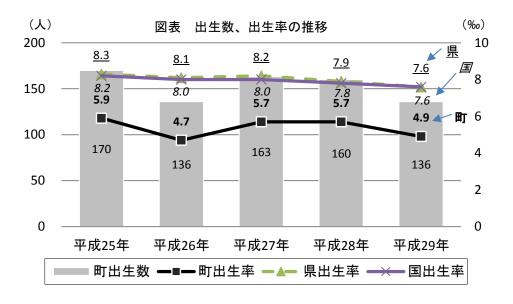


資料:国勢調査

(4) 出生数、出生率の推移

出生数は、平成 27 年に 136 人へ増加しましたが、それ以降減少が続き平成 29 年には 136 人となっています。同様に出生率も減少しており、平成 29 年には 4.9‰ (パーミル:人口千人あたりの出生率) となっています。

また、二宮町の出生数と出生率は、国や県の出生数と出生率を下回っています。



資料:神奈川県衛生統計年報

(5) 未婚率の推移

男性の未婚立は35歳以上の年代で増加傾向にあり、45歳~49歳では平成22年から平成27年にかけて8.5ポイント増加しています。

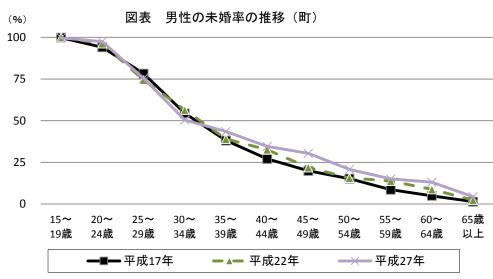
女性は 15 歳 \sim 19 歳、 $45\sim$ 49 歳を除くすべての年代で増加傾向にあり、平成 27 年度の $25\sim$ 29 歳では 67.3%となっており、2人に1人以上が未婚者となっています。

また、国や県と比較すると、男性の 35~39 歳まで、女性の 20~24 歳までの未婚率が特に高くなっています。

図表 男性の未婚率の推移

(%)

RΔ		町		県	国	
区分	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年	
15~19歳	99.8	100.0	99.7	98.3	98.6	
20~24 歳	94.1	96.3	97.5	91.9	90.5	
25~29歳	78.3	74.4	75.4	71.9	68.3	
30~34 歳	54.4	56.4	50.4	47.4	44.7	
35~39歳	38.1	39.0	43.5	35.4	33.7	
40~44 歳	27.1	32.6	34.6	31.2	29.0	
45~49歳	19.9	21.9	30.4	26.6	25.1	
50~54 歳	15.2	15.6	20.8	21.8	20.3	
55~59歳	8.6	13.8	15.1	17.6	16.3	
60~64 歳	4.9	8.8	13.1	15.1	13.3	
65 歳以上	1.4	2.3	4.4	6.3	5.2	



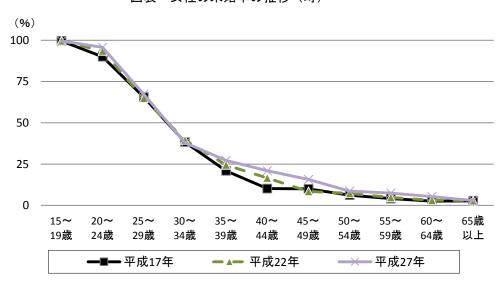
資料:国勢調査

図表 女性の未婚率の推移

(%)

区分		町		県	国	
区刀	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年	
15~19歳	99.6	99.7	99.5	98.7	98.6	
20~24 歳	90.0	93.5	95.7	90.3	88.0	
25~29歳	65.6	64.9	67.3	62.4	58.8	
30~34 歳	38.3	39.6	37.9	34.5	33.6	
35~39歳	20.9	24.5	27.3	23.3	23.3	
40~44 歳	10.2	16.6	21.0	18.9	19.0	
45~49歳	10.0	8.5	15.7	15.4	15.9	
50~54 歳	6.2	7.3	8.7	11.8	11.8	
55~59歳	4.1	4.8	7.5	8.6	8.2	
60~64 歳	2.6	3.1	5.3	6.4	6.2	
65 歳以上	2.8	2.9	2.9	4.4	4.2	

図表 女性の未婚率の推移(町)



資料:国勢調査

(6) 婚姻数、離婚数の推移

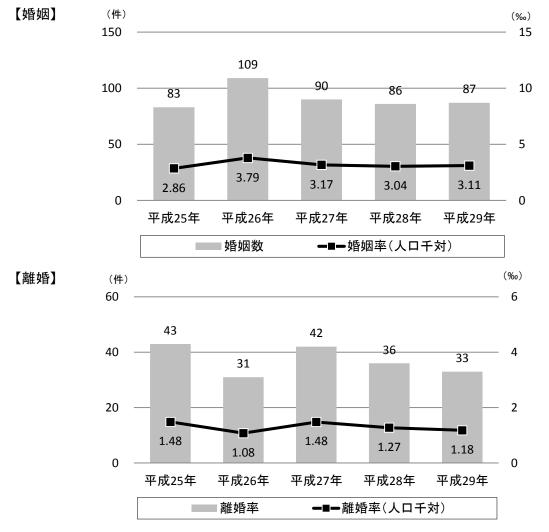
婚姻数、婚姻率の推移は、平成 26 年に増加したものの、平成 27 年には減少に転じ、以降は横ばいで推移しています。平成 29 年には婚姻数 87 件、婚姻率 3.1%(パーミル:人口千人あたりの率)となっています。

離婚数、離婚率の推移は、平成 27 年に増加したものの平成 28 年からは減少傾向にあります。平成 29 年には離婚数 33 件、離婚率 1.2%となっています。

図表 婚姻数、離婚数の推移

(件、‰)

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
婚姻数	83	109	90	86	87
婚姻率(人口千対)	2.9	3.8	3.2	3.0	3.1
離婚数	43	31	42	36	33
離婚率(人口千対)	1.5	1.1	1.5	1.3	1.2



資料:神奈川県衛生統計年報

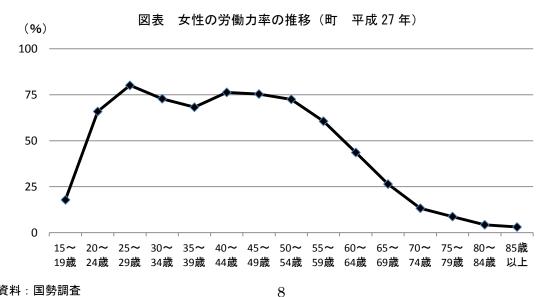
(7) 女性の労働力率の推移

平成 27 年の女性の労働力率は、20~24歳、70~74歳、80~84歳を除くすべ ての年代で平成 22 年と比べて増加しています。しかし、35~39 歳では 70%未満 となっており、25~29歳の80.1%および45~49歳の76.3%より低く、以前よ りも改善傾向にありますが、出産時に仕事を辞めて子育てに専念するため一時的に労 働力率が下がる、いわゆる「M字カーブ」がまだみられます。

図表 女性の労働力率の推移

(%)

Σ /Δ		H		県	国
区分	平成17年	平成 22年	平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
15~19歳	17.8	13.4	17.8	17.7	14.7
20~24 歳	69.0	68.1	65.9	67.6	69.5
25~29歳	77.4	78.8	80.1	82.2	81.4
30~34 歳	62.9	69.3	72.8	70.7	73.5
35~39歳	60.0	65.1	68.3	66.8	72.7
40~44 歳	66.4	66.8	76.3	70.1	76.0
45~49歳	64.3	72.4	75.4	73.3	77.9
50~54 歳	60.3	64.5	72.5	72.2	76.2
55~59歳	51.7	56.0	60.6	65.2	69.4
60~64 歳	32.1	38.5	43.6	48.8	52.1
65~69歳	20.1	22.5	26.4	31.1	33.8
70~74 歳	12.0	13.9	13.3	17.9	19.9
75~79歳	7.6	8.2	8.7	9.8	11.6
80~84 歳	4.6	4.7	4.3	5.3	6.2
85 歳以上	2.3	2.0	3.0	2.4	2.5

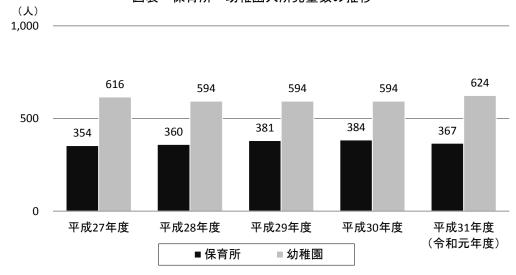


資料:国勢調査

(8) 保育所・幼稚園入所児童数の推移

本町では、保育所5か所(私立4か所・町立1か所)、幼稚園5か所(すべて私立)で、児童の受け入れを行っています。

平成 27 年度以降、保育所の入所児童数は増加傾向にありましたが平成 31 年度に減少し 367 人となっています。一方、幼稚園の入所児童数は増加傾向にあり、令和元年度には 624 人となっています。

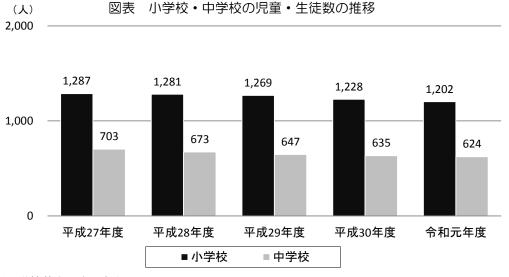


図表 保育所・幼稚園入所児童数の推移

資料:子育て・健康課(保育所各年4月1日、幼稚園各年5月1日)

(9) 小学校・中学校の児童・生徒数の推移

小学校・中学校の児童・生徒数は減少が続いています。令和元年度には、小学校児童数が 1,202 人、中学校生徒数が 624 人となっています。



資料:学校基本調査(各年5月1日)

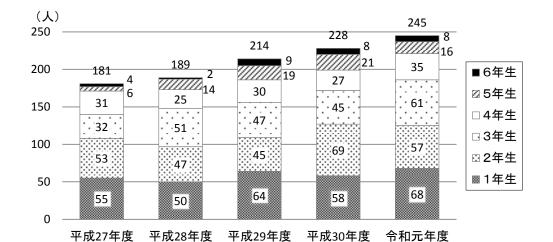
(10) 学童保育在籍児童数の推移

本町では、3か所で学童保育を開設しており、在籍児童数は各学年、年度によって増減していますが、合計人数は年々増加しています。

図表 学童保育在籍児童数の推移

(人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
1 年生	55	50	64	58	68
2年生	53	47	45	69	57
3年生	32	51	47	45	61
4年生	31	25	30	27	35
5年生	6	14	19	21	16
6年生	4	2	9	8	8
合計	181	189	214	228	245



資料:子育て・健康課(各年4月1日、令和元年度のみ5月1日)

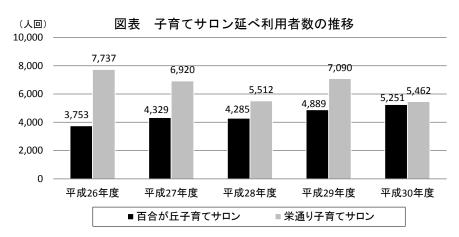
図表 学童保育校区別低学年児童在籍率 (人、%)

対象小学校区	低学年児童数 (1~3年生)	在籍児童数	低学年児童在籍率
二宮小学校	81	98	82.7
一色小学校	28	39	71.8
山西小学校	52	72	72.2
合計	161	209	77.0

資料:子育て・健康課(令和元年5月1日現在)

(11) 子育てサロン延べ利用者数の推移

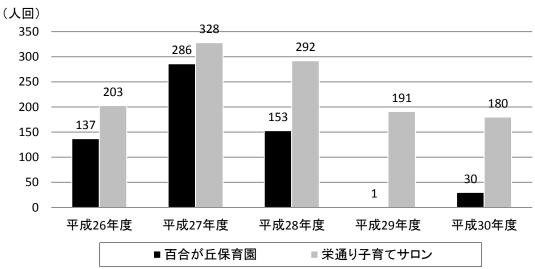
子育てサロンの延べ利用者数は、百合が丘子育てサロンで平成 26 年度以降増加しており、平成 30 年度には 5,251 人(回)の利用がありました。栄通り子育てサロンは平成 29 年度では 7,090 人(回)と利用回数が多いものの、平成 30 年度は 5,462 人(回)となっています。



資料:子育て・健康課

(12) 一時預かり延べ利用者数の推移

一時預かりの延べ利用者数は、百合が丘保育園、栄通り子育でサロンともに平成 27 年度より減少傾向にあります。



図表 一時預かり延べ利用者数の推移

*百合が丘保育園は平成23年10月からの開設

栄通り子育てサロンは平成26年1月からの開設

資料:子育て・健康課

第3章 基本理念等

基本理念

みんながつながり 自然とふれあいながら 子育てができるまち

本町は、多様な自然や歴史・文化が町民の身近に存在し、交通環境にも恵まれたコンパクトな町として発展してきました。そのため、町民同士が顔見知りになる機会も多く、人とのつながりを持ちやすいという特徴があります。

また、吾妻山、二宮せせらぎ公園、葛川、海岸など、多くの動植物が生息する豊かな自然環境を有しています。そのため、幼いころから自然や地域の人と触れ合う機会が多く、自然を通じた学びや、地域の人との交流を重ねていくことで、自然や他人に対する思いやりの心が芽生えます。

この思いやりの心は、子育てをしている家庭だけではなく、子育てを卒業した、あるいは子どものいない家庭においても、子どもや子育て家庭を温かく支え見守る輪の基となります。

「若い世代の男女が、生まれ育った二宮を離れることなく、または二宮を恋しく想いながら自分に合った生き方を見つけられること」、「子どもに恵まれたい・子どもを育てたいと思う誰もが、地域に温かく見守られながら、安心・喜び・心のゆとりを持って子どもを産み、また育てることができること」、それは住み良いまちづくりを町全体が一丸となって推進することにより、実現できるものとなります。

また、新たに越してきた住民にとっても、住み良いまちづくりの推進を通じた「地域における生活の質」の向上を図ることで、誰もが「住んで良かった」と言える町にするとともに、地域全体で子育てを支援することにより、子育て世代を中心に定住者の増加を目指します。

本町では、基本理念の「みんながつながり 自然とふれあいながら 子育てができるまち」をキーワードに、二宮のすべての子どもたちと、すべての子育て家庭の幸せを願い、保護者が子育ての第一義的な責任を有するという認識のもと、地域、関係機関と連携しながら、計画を進めていきます。

第4章 基本目標ごとの施策の展開(次世代育成支援行動計画)

下記の6つの基本目標と 20 の施策の方向を継承しながら国の指針等や時代の流れの変化や加味し、必要な取り組み等を加えていくこととします。

基本理念

基本目標

施策の方向



【みんなで】

地域の子育て支援 の充実



- 1 家庭の育てる力を支援
- 2 幼児教育の充実
- 3 保育サービスの量の確保と質の向上
- 4 子育て支援ネットワークの充実
- 5 放課後児童対策の充実
- 6 経済的負担の軽減

2 [すこやか]

妊娠期、出産期、 育児期における切れ目のない健康管



- 1 子どもと親の保健の充実
- 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- 3 食育の推進
- 4 小児医療の充実



配慮を必要とする 子ども・子育て家 庭への支援



- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭の自立支援
- 3 障がいや発達に心配のある子ども及び家庭への支援の充実

<mark>4</mark> [は

【はぐくむ】

子どもの心身の健 やかな成長のため の教育環境の整備



- 1 次代の親の育成
- 2 学校教育の充実
- 3 地域とともにある教育環境づくり

5

【あんしん】

子育てに配慮した 生活環境の整備



- 1 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備
- 2 子ども等の安全の確保

6

【いきいき】

子育てと仕事の両 立の推進



- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 2 若者の自立・就業支援

第5章 子ども・子育て支援新制度の推進(子ども子育て支援事業計画)

教育・保育提供区域の設定

現状として、幼稚園、保育所の通園は行政区、小中学校区にかかわらず、町内全域から児童が 通っています。また、幼稚園、保育所の場所も均等に配置されておらず、地域子ども・子育て支 援事業は町内全域を対象としています。

そのため、本町では総合的に勘案し、教育・保育提供区域について町内全域を1区域としました。

第6章 計画の推進体制

計画の推進については、地域住民や関係機関との情報連携を図り、それぞれの役割を果たしながら各種事業を進めてまいります。また、事業の実施状況・進捗管理を行い、継続的に改善を図りながら、「二宮町子ども・子育て会議」委員のみなさまのご意見をいただいてまいります。

資料編

二宮町子ども・子育て会議の関連情報や、平成 30 年度に行った子ども・子育てに関するアンケート調査結果等を記載いたします。